

# 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 <small>(提出している場合には、○印を付けてください。)</small>
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	世帯主の氏名	あなたの続柄	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号)	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭30.1.1以前生) 特定扶養親族(平14.1.2生~18.1.1生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 <small>(令和6年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)</small>		
		あなたの続柄	生年月日			生計を一にする事実	住所又は居所				
A 源泉控除対象配偶者(注1)		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません			円	(該当する場合は○印を付けてください。)					
B 主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以前生)	1	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払					
	2	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払					
	3	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払					
	4	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払					
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。)		異動月日及び事由	
		一般の障害者				(人)	<input type="checkbox"/> ひとり親				
		特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生				
		同居特別障害者				(人)					
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。											
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			氏名	あなたの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令								
			明・大・昭 平・令								

◎ この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 ◎ この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 ◎ この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしかな提出することができません。  
 ◎ この申告書は、国税庁が公表した「令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を参考に作成してあります。  
 ◎ この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。  
 ◎ この申告書は、給与の支払者が一定の帳簿を備えている場合に利用できる、個人番号の記載を不要とするものです。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。	
		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平・令			円			
		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平・令			円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		明・大・昭 平・令		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別		<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

※既に提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書に記載しないときは、申告者がその旨を確認した上で、「確認欄」に署名等により意思表示をします。  
 ※給与支払者欄は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための確認欄です。ここは給与支払者側が署名等することでその旨の意思表示をします。

※	申告者 マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ございません。	あなたの確認欄	給与支払者 給与支払者の確認欄
---	---	---------	--------------------

**[記載の仕方] マイナンバーを記載しない+余白記載ありの場合**

氏名、住所、生年月日、世帯主名、続柄、配偶者の有無、を記入してください

フリガナの記載が必要です

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

ご自身の合計所得金額(見積額)が900万円以下

(給与のみの場合、収入1,095万円以下(所得金額調整控除ありの場合)は1,110万円以下)の場合、

「源泉控除対象配偶者」についてここに記入します

昭和30年1月1日以前生まれの控除対象扶養親族について、

- a.ご自身又は配偶者の直系尊属で、同居を常況としている場合
    - 同居老親等
  - b.a.以外
    - その他
- に、✓をつけてください

配偶者が海外に住んでいる日本の非居住者の場合は■に「○」を付し、親族関係書類の添付等をしてください(既提出分を除く)

所得の見積額は収入金額ではなく、差引の所得額です  
例：  
次の所得のみであれば所得は、**48万円**以下となります  
・給与 → 収入103万円以下  
・公的年金 → 158万円以下  
(年齢65歳未満の場合は収入108万円以下)

次の所得のみであれば所得は、**95万円**以下となります  
・給与 → 収入150万円以下  
・公的年金 → 205万円以下  
(年齢65歳未満の場合は収入1,633,334円以下)

海外に住んでいる日本の非居住者の場合は、該当の項目に✓をつけ、親族関係書類の添付等をしてください(既提出分を除く)  
例：子が海外の学校へ留学(3年間)  
・子のパスポートの写し  
・戸籍の附票の写し 等

留学に✓をつけた場合、留学ビザ等書類の添付等も必要です

平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの控除対象扶養親族は、✓をつけてください

所得の見積額が500万円以下で、事実上の婚姻関係がなく、生計を一にする子がいるひとり親の方は、こちらに✓をつけてください

海外に住んでいる日本の非居住者の場合は■に「○」を付し、該当者に係る障害者控除の適用を受ける場合には、親族関係書類の添付等をしてください(既提出分を除く)

障害者は、本人以外も含まれます  
対象となる配偶者は、「同一生計配偶者」です  
Aの「源泉控除対象配偶者」とは範囲が異なります  
また、16歳未満の扶養親族も忘れないようにしましょう  
該当欄に✓を付し、障害の状況、交付を受けている手帳の種類と交付年月日・障害の程度を記入してください

平成21年1月2日以後生まれの年齢16歳未満の扶養親族は、こちらへ記入します  
フリガナの記載を忘れないようにしましょう

すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、提出分に相違なければ、署名等で意思表示します(一定の場合には、不要)

氏名	フリガナ	生年月日	住所又は居所	続柄	所得の見積額	非居住者である親族	生計を一にする事実	障害者又は勤労学生
大和 太郎	ヤマト タロウ	昭和47年11月14日	京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション	世帯主	100,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 花子	ヤマト ハナコ	昭和50年2月3日		父	300,000	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 大吉	ヤマト ダイキチ	昭和22年1月25日		父	200,000	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 花子	ヤマト ハナコ	昭和24年5月28日		母	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 エイタ	ヤマト エイタ	昭和15年9月4日		子	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 春	ヤマト ハル	昭和18年4月10日		子	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大和 夏	ヤマト ナツ	平成21年7月8日	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	子	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※すでに提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書に記載しないときは、申告者がその旨を確認した上で、「確認欄」に署名等により意思表示をします。  
※給与支払者欄は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための確認欄です。ここは給与支払者が署名等することによってその旨の意思表示をします。

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 給法	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所

※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

- 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額 <sup>※</sup>
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		円

※「所得金額」は、国税庁公表の「記載についてのご注意」等を参照の上、記載してください。

○控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	
定	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	

区分Ⅰ
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額	480,000 円
--------	-----------

左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号 既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	配偶者の生年月日 明・大昭・平 年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 生計を一にする事実

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額 <sup>※</sup>
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		円

※「所得金額」は、国税庁公表の「記載についてのご注意」等を参照の上、記載してください。

○控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ										
	A	B	C	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額))							
				①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

判 定	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭28.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	①	配偶者控除 配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	
	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	
	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	
区分Ⅱ		(上の①～④を記載)	

配偶者控除の額	円
---------	---

配偶者特別控除の額	円
-----------	---

左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平13.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)

☆扶養親族等

(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号 既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	左記の者の生年月日 明・大昭 平・令 年 月 日
	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄 左記の者の合計所得金額(見積額)

※国税庁公表の「記載についてのご注意」等を参照してください。

★特別障害者に該当する事実 <sup>※</sup>
<input type="checkbox"/> 扶養親族等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色専業専従者として給与の支払を受ける人及び白色専業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※既に提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書上に記載しないときは、申告者がその旨を確認した上で、「確認欄」に署名等により意思表示をします。

※給与支払者欄は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための確認欄です。ここは給与支払者側が署名等することでその旨の意思表示をします。

申告者	マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ございません。	あなたの確認欄	給与支払者	給与支払者の確認欄
-----	--	---------	-------	-----------

◎ 国税庁公表「令和4年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。この申告書は、一定の記載をした場合に利用できる、個人番号の記載を不要とするものです。

**[記載の仕方] マイナンバーを記載しない場合+余白記載ありの場合**

この欄は、**給与所得者のほとんどが提出の対象**となります  
(本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象)

直近の給与明細書等を参考に、**あなたの本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します  
(所得金額の計算は下表参照) ※1

公的年金等はここに含めます  
(所得金額の計算は下表参照) ※2

また、源泉分離課税により納税が完了するものや、確定申告しないことを選択した所得は、ここには含みません ※3

**年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超、かつ、本人もしくは扶養親族等が特別障害者、又は扶養親族が23歳未満の場合に、この欄を記入**します

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書

氏名、住所(年末時の)を記入してください

直近の給与明細書等を参考に、**配偶者の本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します ※1

公的年金は(2)に含めます ※2

この欄は、年末調整において**配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に記入**してください

あなたのその年分の合計所得金額の見積額が1,000万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,195万円(所得金額調整控除ありの場合は1,210万円))を超える場合又は配偶者の合計所得の見積額が133万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円)を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません

配偶者が**非居住者**である場合  
・「非居住者である配偶者」欄⇒  
※親族関係書類の添付要(提出済は除く)  
・「生計を一にする事実」欄⇒**送金額**  
※送金関係書類の添付要

「区分I」と「区分II」をもとに「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」を求めます

障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度等を記入します

「扶養控除等申告書」に記載した特別障害者と同一の場合は、「扶養控除等申告書のとおり」に✓を付します

すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、提出分に相違なければ、署名等で意思表示します(一定の場合には、不要)

※1 給与所得者の収入金額 (A) 給与所得の金額

1円以上 550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	A-550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て) B×2.4+100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て) B
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て) B×3.2-440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円

所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです  
(①、②の両方がある場合はそれらの合計額)  
①(給与の収入金額【上限1,000万円】-850万円)×10%  
②給与所得控除後の給与等の金額【上限10万円】+公的年金等に係る雑所得の金額【上限10万円】-10万円

※2 公的年金等の金額  
公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。  
公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円超 410万円以下	110万円	100万円	90万円
410万円超 770万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円
1,000万円超	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円超 410万円以下	60万円	50万円	40万円
410万円超 770万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円
1,000万円超	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円

※3 給与所得以外の所得  
給与所得以外の所得には、次のものがあります  
① 事業所得  
② 雑所得  
③ 配当所得  
④ 不動産所得  
⑤ 退職所得  
⑥ ①から⑤以外の所得  
譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等

参考：国税庁  
「記載例」令和4年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書所得金額調整控除申告書  
パンフレット「令和4年分 年末調整のしかた」  
「《参考》給与所得以外の所得の種類等」

配偶者控除等の適用を受けない場合、**区分I欄は記載不要**

※1 複数該当する場合は、**いずれか一つに✓を付**します

すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、**提出分に相違なければ、署名等で意思表示**します(一定の場合には、不要)

# 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書



所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所 又は居所	

保 険 会 社 等 保 険 等 の 類	保 険 期 間 又 年 金 支 取 期 間	保 険 等 の 保 険 約 者 の 氏 名	保 険 金 等 の 受 取 人		新・旧 の 区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給 与 者 の 認 認
			氏 名	あなたとの 続 柄			
一般の生命保険料					新・旧	(a) 円	
					新・旧	(a) 円	
					新・旧	(a) 円	
					新・旧	(a) 円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額			A 円	Aの金額の下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円) 円	計(①+②) ③ (最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			B 円	Bの金額の下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
(a)の金額の合計額			C 円	Cの金額の下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高40,000円) 円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円) 円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額			D 円	Dの金額の下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円) 円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			E 円	Eの金額の下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※			
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額	
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円	
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	
生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 円							

保 険 会 社 等 保 険 等 の 類	保 険 期 間	保 険 約 者 の 氏 名	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給 与 者 の 認 認
地震保険料控除			(A) 円	
④のうち地震保険料の金額の合計額			(B) 円	
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額			(C) 円	
地震保険料控除額			(B)の金額 (最高50,000円) 円	+
			◎の金額(◎の金額が10,000円を超える場合は、◎×1/2+5,000円)※ (最高15,000円) 円	=
			(最高50,000円) 円	

社会保険の種類	保 険 料 支 払 先 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	氏 名	あなたとの続柄	円
合 計 ( 控 除 額 )			円

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金		
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		
合 計 ( 控 除 額 )		円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◎ この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

**【注意事項】**

氏名、住所（年末時の）を記入し、押印してください

原則、今年10・11月頃、保険会社から届いた「**生命保険料控除証明書**」がある人は、ここに記入

保 ③原則、今年10・11月頃、保険会社から届いた「**地震保険料控除証明書**」がある人は、ここに記入

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所 又は居所

アオゾラ イチロウ  
青空 一郎  
東京都大田区〇〇1丁目5番17号

①一般分と個人年金分は、新制度と旧制度いずれかに○をつけ、各区分ごとに計算します  
新旧いずれに該当するかは、証明書を見て判断してください

例、  
新制度  
新生命保険料控除制度  
⇒「新」に○  
旧制度  
旧生命保険料控除制度  
⇒「旧」に○

②ここに記入すべきかどうかは、証明書を見て判断してください  
例、介護医療証明額  
新制度（介護医療）  
介護医療用

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	新・旧区分	給与の支払者の氏名	給与の金額
AAA生命	養老	10年	青空 一郎	青空 緑 妻	新・旧	青空 一郎	30,000
BBB生命	医療	5年	同上	同上 妻	新・旧	青空 一郎	70,000

①

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	30,000	この金額の下の計算式Ⅰ（新保険料専用）に当てはめて計算した金額	①	25,000	計（①＋②）	③	40,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	70,000	この金額の下の計算式Ⅱ（旧保険料専用）に当てはめて計算した金額	②	42,500	①と②のいずれか大きい金額	④	42,500

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	新・旧区分	給与の支払者の氏名	給与の金額
CCC生命	介護	10年	青空 一郎	青空 一郎 本人	新・旧	青空 一郎	60,000

②

(a)の金額の合計額	C		この金額の下の計算式Ⅰ（新保険料専用）に当てはめて計算した金額	⑤			
------------	---	--	---------------------------------	---	--	--	--

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	新・旧区分	給与の支払者の氏名	給与の金額
DDD生命	個人年金	20年	青空 一郎	青空 一郎 本人	新・旧	青空 一郎	100,000
EEE生命	個人年金	30年	同上	同上 本人	新・旧	青空 一郎	50,000

①

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	100,000	この金額の下の計算式Ⅰ（新保険料専用）に当てはめて計算した金額	④	40,000	計（④＋⑤）	⑥	40,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	50,000	この金額の下の計算式Ⅱ（旧保険料専用）に当てはめて計算した金額	⑤	37,500	④と⑤のいずれか大きい金額	⑦	40,000

計算式Ⅰ（旧保険料専用）	計算式Ⅱ（旧保険料専用）	計算式Ⅲ（旧保険料専用）	計算式Ⅳ（旧保険料専用）
20,000円以下 20,001円5円～40,000円まで 40,001円5円～80,000円まで 80,001円以上	A、C又はDの金額 (A、C又はD) × 1/2 + 10,000円 (A、C又はD) × 1/4 + 20,000円 一律に40,000円	B又はEの金額 25,000円以下 25,001円5円～50,000円まで 50,001円5円～100,000円まで 100,001円以上	B又はEの金額 (B又はE) × 1/2 + 12,500円 (B又はE) × 1/2 + 12,500円 (B又はE) × 1/2 + 12,500円 一律に120,000円

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	地震保険料控除の区分	給与の金額
XXX損保	地震	5年	青空 一郎	地震	30,000
YYY火災	積立傷害	10年	青空 一郎	地震	18,000

③

④のうち地震保険料の金額の合計額	⑧	
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	⑨	
⑧の金額	30,000	⑩の金額（⑧の金額が10,000円を超える場合は、⑩×1/2+5,000円）※
		14,000
地震保険料控除額		44,000

④自分が今年1月～12月までに負担した  
・国民年金保険料  
・国民年金基金掛金  
・国民健康保険料  
などがあれば記入（会社徴収分を除きます）  
親族分も負担していれば記入してください

令和2年から令和4年の間に2年前納を行い「各年に申告する方法」を選択された方は、令和4年申告分を記入してください

社会保険の種類	保険料支払先	氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金	日本年金機構	青空 桃	子	194,910
国民健康保険	大田区	青空 明夫	父	256,900
合計（控除額）				451,810

④

種類	支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済	
その他の契約の掛金	

⑤

⑤自分が直接掛金を支払っている金額（証明書記載金額）を記入します  
毎月の掛金額のみ記載がある場合には、月数分を乗じて計算します  
「前納減額金」に金額の記載がある場合には、その分を掛金から控除します  
毎月の給与から差し引かれる会社徴収分は記入不要です